

予算の仕組み

町の予算は、一般会計、特別会計、企業会計の3つに分類することができます。各会計には、町に入るお金(歳入)、町から出るお金(歳出)があり、収支の均衡が義務づけられていますので、赤字予算・決算は許されません。

▼**一般会計**：町の行政運営にかかる基本的な経費を計上した会計で、福祉や教育、建設など事業の大部分をまかなう会計。

▼**特別会計**：一般会計の歳入歳出と区別して別に処理するための会計。

▼**企業会計**：地方財政上、地方公営企業法が適用される公営企業の会計。町では、上水道事業会計が該当します。

用語の説明

▼**歳入**：地方公共団体の一般会計年度における一切の収入のこと。

▼**町税(地方税)**：皆さんや法人が町に納めるお金。

▼**繰入金**：各種基金の取り崩しや特別会計などから繰り入れるお金。

各会計当初予算総括表

会計区分	本年度	前年度	比較	
一般会計	61億9,300万円	59億5,500万円	2億3,800万円	
国民健康保険特別会計	13億 623万円	16億5,030万円	△3億4,407万円	
後期高齢者医療特別会計	1億 567万円	9,571万円	996万円	
介護保険特別会計	9億7,800万円	8億8,200万円	9,600万円	
土地取得事業特別会計	3,005万円	3,004万円	1万円	
工業団地事業特別会計	4,714万円	1億 510万円	△5,796万円	
鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計	1億3,960万円	1億9,200万円	△5,240万円	
育英資金貸付費特別会計	511万円	812万円	△301万円	
公共下水道事業特別会計	5億 880万円	4億9,980万円	900万円	
農業集落排水事業特別会計	7,110万円	7,500万円	△390万円	
小計	93億8,470万円	94億9,307万円	△1億 837万円	
上水道事業会計	収益的	2億8,393万円	2億7,367万円	1,026万円
	資本的	4億3,647万円	5億5,066万円	△1億1,419万円
	計	7億2,040万円	8億2,433万円	△1億 393万円
合計	101億 510万円	103億1,740万円	△2億1,230万円	

▼**地方交付税**：各自治体の財政力に応じて国から交付されるお金。

▼**町債(地方債)**：国や銀行などからの借入金。

▼**歳出**：地方公共団体の一般会計年度における一切の支出のこと。

◎**性質別歳出(2ページの円グラフ)**

▼**公債費**：事業を行うために借りたお金(町債)の元金・利子や一時借入金の利子を支払うお金。

▼**普通建設費**：道路、学校などの建設・整備に使われるお金。

▼**繰出金**：各種基金や特別会計などへ繰り出されるお金。

▼**維持補修費**：町が管理する公共施設などの維持に使われるお金。

▼**扶助費**：社会保障制度の一環として、子どもや高齢者などに對して使われるお金。

◎**目的別歳出(左表)**

▼**総務費**：行政全般の事務などに使われるお金。

▼**民生費**：障がい者、高齢者に對する福祉や子育て支援などに使われるお金。

▼**衛生費**：環境保全、疾病予防、健康増進などに使われるお金。

▼**土木費**：道路や河川、施設建設など社会資本整備のために使われるお金。

一般会計歳出(目的別)

区分	本年度	前年度	比較
1 議会費	8,911万円	9,115万円	△204万円
2 総務費	6億6,033万円	5億7,612万円	8,421万円
3 民生費	16億9,676万円	16億6,736万円	2,940万円
4 衛生費	8億 131万円	6億6,488万円	1億3,643万円
5 労働費	604万円	640万円	△36万円
6 農林水産業費	4億 1万円	5億3,559万円	△1億3,558万円
7 商工費	1億1,431万円	9,698万円	1,733万円
8 土木費	11億6,408万円	9億8,723万円	1億7,685万円
9 消防費	2億8,662万円	2億7,161万円	1,501万円
10 教育費	5億5,215万円	5億9,352万円	△4,137万円
11 災害復旧費	0万円	0万円	0万円
12 公債費	3億9,090万円	4億3,004万円	△3,914万円
13 予備費	3,138万円	3,412万円	△274万円
合計	61億9,300万円	59億5,500万円	2億3,800万円

「鏡石保育所」

公私連携型保育所として

新たなスタート!

平成30年4月1日から、町立鏡石保育所が公私連携型保育所「鏡石保育所」として新たにスタートしました。運営するのは「社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会」です。4月5日(休)には入所・進級式が行われ、進級児78人に新入児19人を加えた97人の子どもたちが元気に通っています。保育所の民営化については、平成28年11月号でもご紹介しましたが、ここでは「公私連携型保育所」「事業内容の比較」などについてご紹介します。

鏡石保育所が
民設民営化

町では、町立鏡石保育所の保育サービスの質の向上と安定的な運営を図るために、平成28年7月に「鏡石保育所民営化計画」を策定しました。平成29年4月からは、この民営化計画に基づき、「社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会」に、保育業務と管理業務の一部を委託して鏡石保育所を運営してきました。鏡石保育所が順調に運営されたことから、平成30年4月1日から民設民営(公私連携型保育所)の形で、町社会福祉協議会が鏡石保育所を運営することになりました。

公私連携型保育所
として連携・支援

鏡石保育所の民設民営化にあたっては、保育サービスの質を確保するために、児童福祉法第56条の8の規定に基づき「公私連携型保育所制度」を活用しています。これは、町が町社会福祉協議会と協定を締結し、町職員の派遣や保育所運営に必要な土地、

【事業内容の比較】

	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
名称	鏡石町立鏡石保育所	鏡石保育所
運営方式	公設民営(業務委託)	民設民営(公私連携型保育所)
設置者	鏡石町	社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会
運営者	社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会	社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会
定員	140名	110名
運営費	町が負担	国、県、町が負担
土地・建物等	町が所有	町が所有(無償貸付)
施設修繕費	町が負担	30万円を超える修繕は町が負担
職員配置	町職員・社会福祉協議会職員	社会福祉協議会職員・町職員(派遣)
方針・計画	保育所が作成	変更なし
開所時間(平日・土曜日)	7時30分～18時30分	
延長保育時間	18時30分～19時	
入所対象年齢	生後6か月から就学前まで	
保育料	町が定める額	
延長保育料	30分100円	
P T A会費	1か月300円	

H28 公設公営

7月 民営化計画策定
11月 民営化計画公表
(広報かがみいし11月号)

H29 公設民営(業務委託)

4月 保育業務等の委託開始
平成30年1月 保育所の運営に
関する協定書を締結
平成30年3月 3月議会で鏡石
町保育所条例を廃止する条例が議決
育所へ移行

H30 民設民営(公私連携型)



4月 鏡石保育所が公私連携型保
育所へ移行

